



## 農地取得に係る下限面積を変更しました

農地は農地法により権利取得の規制があります。誰でも取得できるものではなく、

- 所有地及び借入地の全てを効率的に利用しているか。
- 信託の引受による権利取得ではないか。
- 農作業に常時従事（年間150日以上）しているか。
- 下限面積を超える面積を営農しているか。
- 転貸ではないか。
- 地域、集落に応じた営農に取り組んでいるか。

上記の6要件（個人の場合）全てを満たさないと、権利取得は承認されません。

その中の1つの要件である「下限面積」を、地域営農状況や自然的条件等を踏まえ、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

なお、平成23年10月1日以降の申請分から適用されますので、ご注意ください。



地域名	面積
与謝野町(岩屋地区を除く)	30a
岩屋地区	20a

## 農地の利用状況の調査を行います

農業委員会では、毎年農地法に基づき農地の利用状況調査を実施しています。第1回目として、7月～9月頃まで、地元の農業委員を中心に行っています。昨年の調査では、有害鳥獣被害の増加や、農家の高齢化等で一部の農地が遊休農地になっているのを発見いたしました。農地は限りある資源です。今後も、優良農地を保全していくには、所有者の方は勿論のこと、地域で管理保全していくことも今後の課題ではないでしょうか。

## 加入者10万人突破！ 農業者年金の個別相談も好評です

農業者の方なら広く加入できる。農業者年金は、経営や家計によって保険料を見直したり、脱退や再加入をしたりすることが可能です。

- 少子高齢化に強い年金です。
- 保険料の額は自由に決められます。
- 終身年金で80歳までの保証付きです。
- 税制上の優遇措置があります。
- 担い手の方は保険料の国庫補助があります。

少しでも興味がある方はご連絡ください。ご希望があれば、制度説明会や個別相談(右写真参照)に参ります。



農業者年金基金の職員さんによる個別相談会を開催しました。(H23.07.05)

# 変身!!

## 耕作放棄地が大畑になっています!!

前回の広報でお知らせしていましたが金屋地区の耕作放棄地再生が終わり、現在は町の試験ほ場として大豆が作付けされています。



こんなにも変わりました。大豆もスクスクと育っています。今後は新規就農者等に貸付を行い、優良農地として保全される予定です。



一度荒廃してしまうと、害獣の棲家になったりゴミの不法投棄をされたりと、環境に悪影響がでてくる恐れがあります。荒れてしまう前に年数回の草刈りや耕起を心がけましょう。

また、荒廃地を解消しもう一度農地として利用したいとお考えの方は、地元農業委員までご相談ください。

### 有害鳥獣について知る -シリーズVol.3 ヌートリア編-

#### 繁殖

1年に2~3回出産する。  
1産で2~6子を産む。  
平均は5子。

#### 生態

半水性。水辺の土手に穴を掘って群れで住む。基本的には夜行性。遊泳が得意で、5分間も水中に潜れる。

#### 寿命

6~10年。

#### 体の特徴

頭胴長：40~70cm

体重：4~10kg

尾：30~50cm

歯：オレンジ色で鋭い

頭部は大きく体はすんぐりしているひょうたん型。後足には水かきがある。前足後足ともに爪は鋭く強い。



#### ■柵の設置方法

- ◇電気柵の設置が有効です。
- ◇トタンやネットは、柵の下に穴を掘って侵入することもあるので、30cm程度埋めると進入しにくくなります。

#### ■被害対策

- ◇えさとなるものを放置しない。
- ◇農作物は収穫時期に達したら早めに収穫。
- ◇水辺の周囲にえさとなるものを放置しない。

※捕獲等に関することは、農林課林業水産係（43-2191）へお問い合わせ下さい。

### 農業委員会の動き

ただいま、与謝野町農業施策に関する建議書の作成を行っています。農業者の代表として皆様からの声を町へ届けたいと思います。些細なことでも構いませんので、ご要望がある方はお近くの農業委員までお知らせください。皆さんの熱い思いをお待ちしております。